

国自安第162号の2
令和2年1月30日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長
(公印省略)

新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の徹底について (要請)

標記について、別添のとおり関係団体あて通知したところであるが、貴局におかれても管内関係事業者に対し周知を図られたい。

国自安第162号
令和2年1月30日

公益社団法人日本バス協会長 殿
一般社団法人公営交通事業協会長 殿
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会長 殿
一般社団法人全国個人タクシー協会長 殿
一般社団法人全国福祉輸送サービス協会長 殿
一般社団法人全国レンタカー協会長 殿
公益社団法人全日本トラック協会長 殿
一般社団法人全国霊柩自動車協会長 殿
日本バスターミナル協会長 殿

国土交通省
自動車局安全政策課長

新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の徹底について（要請）

新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の徹底については、従業員への感染を予防するため、マスクの着用、咳エチケット、手洗い等の感染対策をお願いしているところでございますが、今般、令和2年1月29日に我が国8例目の感染者が確認され、当該感染者は同月28日に感染が確認されたバス運転者と同一のバスに乗車していたことが判明いたしました。

感染経路は不明であります。バス内におけるヒトからヒトへの感染が疑われるところであり、引き続き感染拡大の防止に向けて適切に対策する必要があります。

つきましては、感染を予防するため、マスクの着用、咳エチケット、手洗い等の対策について、更なる徹底を行うよう、傘下会員に対して周知徹底願います。また、従業員に新型コロナウイルスの感染が確認された場合には、速やかに各運輸局に対し報告いただくよう、傘下会員に対して周知願います。